

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 4 月 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門長 廣瀬 太郎

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 和歌山県以西のノルパックネットサンプル分析業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、単価に予定数量を乗じた合計額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者(査定結果の最終判定を行える者)を有することを証明した者であること。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

### ① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所 管理部門管理課用度担当  
電話 045-788-7085  
FAX 045-788-5001

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「(単価契約)和歌山県以西のノルパックネットサンプル分析業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「(単価契約)和歌山県以西のノルパックネットサンプル分析業務入札説明書メールにて希

望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

#### 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和8年4月8日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。  
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。  
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

#### 5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)および(6)を証明する証明書等を提出しなければならない。  
入札説明書による。  
3.①に同じ。  
令和8年4月17日 18時00分

#### 6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和8年5月8日 14時30分  
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
横浜庁舎 ビデオライブラリー室

- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和8年5月8日 12時00分  
3.①に同じ。

#### 7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否

要。

- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。

#### 8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等<sup>※注1</sup>として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること<sup>※注2</sup>

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

- ※注 1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかと認められず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
- ※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経歴、者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- ④ 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上1者応札又は1者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他  
 当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもちましてご了知願います。

#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge\\_requestnote\\_contract2.pdf](https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 (単価契約) 和歌山県以西のノルパックネットサンプル分析業務  
(和歌山、徳島、高知、愛媛、大分、宮崎)
2. 業務目的 本業務は、我が国周辺海域における資源評価調査の一環として、黒潮安定海域における魚類等の卵稚仔の種組成および発達段階組成を明らかにし、産卵量・卵稚仔分布量を推定することを目的とする。
3. 業務場所 契約締結業者指定場所
4. 予定数量

1) ノルパックネットサンプル分析 (和歌山県)	500 検体
2) ノルパックネットサンプル分析 (徳島県)	361 検体
3) ノルパックネットサンプル分析 (高知県)	450 検体
4) ノルパックネットサンプル分析 (愛媛県)	855 検体
5) ノルパックネットサンプル分析 (大分県)	499 検体
6) ノルパックネットサンプル分析 (宮崎県)	104 検体

(口径 45 cm、目合 0.335 mm のネットによる水深 150 m から海面までの鉛直曳き標本)

## 5. 業務内容

### 1) ノルパックネットサンプル分析 (和歌山県)

標本採集実施機関：和歌山県水産試験場

- (1)標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2)標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブ

ロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。卵・仔稚魚を取り出した後のプランクトンは、優占種 3~5 種程度を上位分類群 (例: カイアシ類) で記入する。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。

- (4)標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカールにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、水産資源研究所横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

## 2) ノルパックネットサンプル分析 (徳島県)

標本採集実施機関：徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課

- (1)標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2)標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・

仔稚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点1桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の3段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点2桁) を計測する。

(4)標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの2つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

(5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。

(6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

### 3) ノルパックネットサンプル分析 (高知県)

標本採集実施機関：高知県水産試験場

(1)標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。

(2)標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、

標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。

- (3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚魚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。
- (4)標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。
- (6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

#### 4) ノルパックネットサンプル分析 (愛媛県)

標本採集実施機関：愛媛県農林水産研究所水産研究センター

- (1)標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2)標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚魚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。
- (4)標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。
- (5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。

(6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

## 5) ノルパックネットサンプル分析 (大分県)

標本採集実施機関：大分県農林水産研究指導センター水産研究部

- (1)標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。
- (2)標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。
- (3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚魚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。
- (4)標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示があった場合は 99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼

り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

(5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。

(6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

## 6) ノルパックネットサンプル分析 (宮崎県)

標本採集実施機関：宮崎県水産試験場

(1)標本の送付：当所の依頼により標本を採集した標本採集実施機関が請負者に採集標本および標本一覧表を送付する。また、当所作成のエクセル等、表計算ソフトのワークシートを送付する。なお、送付にかかる運送費は請負者が負担する。

(2)標本の確認：請負者は標本を受け取ってから速やかに標本と標本一覧表を照合し、標本瓶の破損、標本の固定状態等について確認する。標本と標本一覧表の不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに標本採集実施機関と取扱について協議する。

(3)卵・仔稚魚の選別・計測：卵・仔稚魚の選別前に沈殿量を測定する。標本から約 10 mm 以上のゼラチン質生物 (サルパ・ウミタル・クラゲ等、但しゾウクラゲは含めない)、長さ約 20 mm 以上の大型生物 (オキアミ類、ヤムシ類、魚類を除く) を別扱いとして分別した後、ゴミ等を取り除く (分別した生物は、後に選別する魚卵・仔稚魚等と一緒にすることなく別瓶に保存し、湿重量測定作業終了後の選別済みプランクトン標本とともに委託者に返送する)。次に、試験管等の別容器に移し、一晚以上置いて採集物を完全に沈殿させ、沈殿量 (ml、小数点 1 桁) を計測する。その後、標本から魚類の卵・仔稚魚及び頭足類幼体をすべて選別する。選別に当たってはスポイドまたは先端の柔らかいステンレス製または竹製のピンセットを用いるなど、卵・仔稚魚を損なうことのないよう注意する。また、破損した卵・仔稚魚、特に前期仔魚の取り残しに注意する。卵・仔稚魚・幼生について、別添「太平洋ブロック共通フォーム」に記載した魚種・発育段階ごとに計数する。卵は発達段階 A (受精後原口閉鎖まで、ただしカタクチイワシでは胚膜が 1/2 に達するまで)、B (尾芽が卵黄から分離するまで)、C (孵化まで) の 3 段階および不明ごとに、仔稚魚は前期仔魚と後期仔魚以降の個体数を、スルメイカは総個体数を数える。サバ属卵は接眼マイクロメータを用いて 0.025 mm 以上の精度で直径を計測し、1.1 mm 以下をマサバ、1.1 mm 超をゴマサバとして集計すること。魚類・頭足類以外の標本の湿重量 (g、小数点 2 桁) を計測する。

(4)標本の保存：選別した魚類の卵・仔稚魚は採集点ごとに、スルメイカを含む指定魚種、その他の魚類・頭足類ごとの 2 つに分け、10 ml 程度の中蓋付き標本瓶に 5%中性ホルマリン溶液で固定する。基本的に標本は 5%中性ホルマリン溶液での固定とするが、「その他魚類卵」および各「類似魚種卵」等について、担当者から指示が

あった場合は 99%エタノールで保存する。その際、容器蓋に 99%エタノールと分かるように記載すること。標本が大きい場合は適宜大きいサイズの中蓋付き瓶を用いる。保存の際には耐水紙でラベルを作り、指定魚種かその他、採集点番号、採集年月日、ネット名、船名を鉛筆で記入し、標本とともに保存する。瓶の蓋には指定魚種かその他、採集点番号、ネット名をプリントアウトしたラベルシールもしくは油性のマーカーにより記載する。ラベルシールによる記載を推奨し、可能であれば貼り付けたラベルシールの上にさらに透明の保護シールを貼り付ける。その他、詳細や魚類・頭足類以外の標本については、「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

(5)結果の入力：(1)で送付したワークシートに卵・仔稚魚等の同定、計数、測定結果、その他標本の湿重量、沈殿量、プランクトン優占種を入力する。

(6)成果物：査定結果を入力したワークシートは、横浜庁舎、塩釜庁舎および標本採集実施機関に送付する。選別された卵・仔稚魚の標本は、標本採集実施機関、卵・仔稚魚選別済みの残滓プランクトン標本は、塩釜庁舎に送付する。標本の保存と送付の詳細については「7. 標本保存・送付の詳細」に従う。

## 6. 査定結果の再点検

卵・仔稚魚の査定結果について、一度点検を行った上でさらに再点検を行うこと。

また点検および再点検のうちのどちらかは査定者とは別の者が行うこと。

また選別された卵・仔稚魚の標本（種別・個体数）と、耐水紙ラベル、瓶の蓋の記載内容、査定結果を入力したワークシートの内容が正しく齟齬が無いことを確認してから保存すること。

## 7. 標本保存・送付の詳細

選別された卵・仔稚魚の標本は、各都県研究機関ごとにスクリー管を専用の箱に整理し、箱の上面と側面に紙ラベルを貼付する。ラベルには、研究機関名、採集年月、および「ノルパックサンプルの卵・仔稚魚」である旨を明記したうえで、各都県研究機関（標本採集実施機関）に送付する。卵・仔稚魚選別済みのプランクトン標本は、塩釜庁舎へ送付する。標本は標準サンプル瓶（日電理化 SV-30 標準セット、30 ml）に収容する。1 本に収容できない場合は、最大 3 本まで複数本に分ける。それ以上を要する場合は UM サンプル瓶（50 ml）に収容し、必要に応じて複数本に分ける。サンプル瓶の蓋には、タフタグ TTSW2240 にレーザープリンタにて以下を記載する。数量が少ないなどで前者を使用しない場合にはテプラ（SS12K）を併用して以下を記載しても構わない。

- 採集年月日
- 県名
- 目合（例：335  $\mu$  m）
- 採集器具（例：LNP、丸特 B、丸特 A）
- 採集層（例：採集層：0- 150 m）またはワイヤー長（例：ワイヤー長：150 m）

標本瓶は以下のコンテナに収納する。

- SV-30 瓶：サンボックス #10-4（黄色）、最大 143 本
- UM 瓶：三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14（黄色）、最大 60 本

標本瓶の蓋の上側には極細の油性ペンで通し番号を記入し（SV-30 瓶は 1～143、UM 瓶は 1～60）送付済みのワークシート（①）にその番号を入力する。複数本に分けたサンプルは同一番号を付し、その旨をワークシート（①）に入力する。なお、この通し番号は仮番号とし、最終的な番号は塩釜庁舎にて付与する。コンテナには、採集機関や採集月の異なる標本が混在しても差し支えない。また、サンボックス #10-4 とヒシコンテナ S-14 の両方に分けて収容してもよい。コンテナの小さい側面には白色の養生テープを貼付し、通し番号を記入する。この番号も仮番号とし、塩釜庁舎にて最終番号を付与する。コンテナには新聞紙等の緩衝材を詰め、三段に積み重ねる。最上段のコンテナには蓋（サンボックス#10-4 フタもしくは三菱樹脂・ヒシコンテナ S-14 用、黄色）を取り付け、PP バンド（プラスチックバンド）等で結束した上で塩釜庁舎へ送付する。蓋は再利用品とし、塩釜庁舎から分析業者を経由してまとめて返送する。もともと標本が入っていた瓶は洗浄後、各都府県研究機関へ返送する。不明点がある場合は、作業について塩釜庁舎へ問い合わせること。標本瓶・コンテナにかかる費用および運送費は、請負者が負担する。

## 8. 標本又は成果物送付先

【和歌山県水産試験場】

【徳島県立農林水産総合技術支援センター水産研究課】

【高知県水産試験場】

【愛媛県農林水産研究所水産研究センター】

【大分県農林水産研究指導センター水産研究部】

【宮崎県水産試験場】

※ 送付先住所は業務開始時に担当者から連絡します。

【塩釜庁舎】 〒985-0001 宮城県塩竈市新浜町 3 丁目 27-5

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

水産資源研究所 塩釜庁舎 寒流第 2 グループ

【横浜庁舎】 〒236-8648 神奈川県横浜市金沢区福浦 2-12-4

国立研究開発法人 水産研究・教育機構

水産資源研究所 横浜庁舎 浮魚第 2 グループ

### 【送付先及び送付物一覧】

	横浜庁舎	塩釜庁舎	採集実施機関
査定結果のワークシート	○	○	○
選別した卵・仔稚魚の標本			○
選別済の残滓プランクトン標本		○	

9. 業務期限 令和9年3月26日

※ただし、それぞれの調査分は以下の期限までに報告すること。

- ・4月調査分： 令和8年5月22日（検体送付予定時期：4月下旬～5月上旬）
- ・5月調査分： 令和8年6月5日（検体送付予定時期：5月下旬～6月上旬）
- ・6月調査分： 令和8年6月23日（検体送付予定時期：6月中旬）
- ・7～11月調査分： 令和8年12月11日（検体送付予定時期：各月下旬～翌月上旬）
- ・12月以降調査分： 令和9年3月26日（検体送付予定時期：各月中旬～翌月上旬）

(なお、和歌山県及び徳島県の調査については、サンプル到着後2週間以内、または上記の期限のうち、早い方を報告期限とする。)

10. その他

- 1) 一定数の標本を当所が事前に査定する。
- 2) 査定物及び時期については別途指示するものとする。
- 3) 請負者成果物と当所査定結果が整合した上で完了とする。
- 4) 詳細については担当者と協議のうえ施行するものとする。  
また、完了後検査職員の検査を受け合格すること。

【別添】 太平洋ブロック共通フォーム

魚種・発育段階	魚種・発育段階	魚種・発育段階	魚種・発育段階	魚種・発育段階	魚種・発育段階
マイワシA卵	コノシロA卵	ゴマサバA卵	エゾイソアイナメA卵	タチウオA卵	アユ前期仔魚
マイワシB卵	コノシロB卵	ゴマサバB卵	エゾイソアイナメB卵	タチウオB卵	アユ後期仔魚
マイワシC卵	コノシロC卵	ゴマサバC卵	エゾイソアイナメC卵	タチウオC卵	ハモ前期仔魚
マイワシステージ不明卵	コノシロステージ不明卵	ゴマサバステージ不明卵	エゾイソアイナメステージ不明卵	タチウオステージ不明卵	ハモ後期仔魚
マイワシ類似魚種卵	コノシロ前期仔魚	マアジA卵	エゾイソアイナメ前期仔魚	タチウオ前期仔魚	ホタルイカA卵
マイワシ前期仔魚	コノシロ後期仔魚	マアジB卵	エゾイソアイナメ後期仔魚	タチウオ後期仔魚	ホタルイカB卵
マイワシ後期仔魚	サバ類A卵	マアジC卵	ブリA卵	サワラA卵	ホタルイカC卵
カタクチイワシA卵	サバ類B卵	マアジステージ不明卵	ブリB卵	サワラB卵	スズキA卵
カタクチイワシB卵	サバ類C卵	マアジ類似魚種卵	ブリC卵	サワラC卵	スズキB卵
カタクチイワシC卵	サバ類ステージ不明卵	マアジ前期仔魚	ブリステージ不明卵	サワラステージ不明卵	スズキC卵
カタクチイワシステージ不明卵	サバ類類似魚種卵	マアジ後期仔魚	ブリ類似魚種卵	サワラ前期仔魚	スズキステージ不明卵
カタクチイワシ前期仔魚	サバ類前期仔魚	ムロアジ類前期仔魚	ブリ前期仔魚	サワラ後期仔魚	スズキ類似魚種卵
カタクチイワシ後期仔魚	サバ類後期仔魚	ムロアジ類後期仔魚	ブリ後期仔魚	イサキ前期仔魚	スズキ前期仔魚
ウルメイワシA卵	マサバA卵	イトヒキダラA卵	キンメダイA卵	イサキ後期仔魚	スズキ後期仔魚
ウルメイワシB卵	マサバB卵	イトヒキダラB卵	キンメダイB卵	イカナゴ前期仔魚	アリマ幼生
ウルメイワシC卵	マサバC卵	イトヒキダラC卵	キンメダイC卵	イカナゴ後期仔魚	その他魚類卵
ウルメイワシステージ不明卵	マサバステージ不明卵	イトヒキダラステージ不明卵	キンメダイステージ不明卵	マダイ後期仔魚	その他魚類仔稚魚
ウルメイワシ前期仔魚		イトヒキダラ前期仔魚	キンメダイ類似魚種卵	ヒラメ後期仔魚	その他頭足類卵
ウルメイワシ後期仔魚		イトヒキダラ後期仔魚	キンメダイ前期仔魚	キビナゴ前期仔魚	その他頭足類幼生
			キンメダイ後期仔魚	キビナゴ後期仔魚	
			スルメイカ前期仔魚(スルメイカーリンコトウチオン幼生)		